

岡山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (平成19年3月 31日現在)	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人件費率	(参考) 平成17年度の 人件費率
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	%
18年度	1,951,420	735,544,993	1,128,881	238,880,786	32.5	30.7

(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり 給与費	(参考)都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	B/A	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	24,556	111,288,027	21,171,030	45,189,858	177,648,915	7,234	7,596

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 一般職の給与削減の状況

① 給料及び期末・勤勉手当の減額

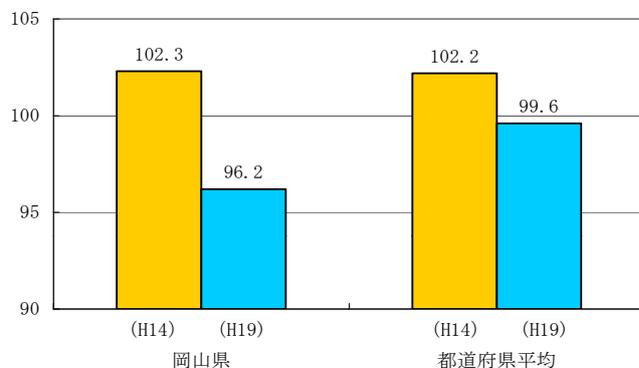
県では、危機的な財政状況を踏まえ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第69号）により、職員の給料及びボーナス（期末・勤勉手当）を平均3%削減しています。（平成16～21年度）

区 分	削 減 率
	%
部 長 ・ 次 長 級 （ 行 政 職 8 ・ 9 級 相 当 職 ）	6
主 管 課 長 ・ 課 長 級 （ 行 政 職 6 ・ 7 級 相 当 職 ）	4
そ の 他 （ 行 政 職 1 ～ 5 級 相 当 職 ）	2.8

② 管理職手当の減額

一律15%の減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日の状況）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円	円	円	%	%	%
	375,942	374,375 (減額措置後) 円 362,823	1,567 (0.42%) 円 13,119 (3.62%)	0.32	0.32	0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	月	月	月	月	月	月
	4.50	4.45	0.05	0.05	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岡山県	42.1 歳	331,664 円	406,899 円	362,368 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

②技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース 試算値(B)
岡山県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円	—
うち土木技術員	45.2 歳	123 人	321,390 円	388,958 円	346,115 円	—
うち運転手	47.6 歳	93 人	336,070 円	403,105 円	363,522 円	6,402,300 円
うち用務員	51.2 歳	80 人	362,948 円	399,649 円	381,617 円	6,596,044 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	—

区分	民間				参考	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース(試算値) (D)	A/C	B/D
岡山県	—	—	—	—	—	—
うち土木技術員	—	—	—	—	—	—
うち運転手	自家用自動車運転者	55.2 歳	194,300 円	2,680,200 円	2.07	2.39
	自家用自動車運転者	55.7 歳	323,672 円	—	1.25	—
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	3,284,300 円	1.76	2.01
	用務員	48.2 歳	341,443 円	—	0.85	—

※民間データの上段は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上の事業所を対象）を使用しています。（平成16～18年の3か年平均）

※民間データの下段は、岡山県人事委員会の「平成19年職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表している「職種別民間給与実態調査（企業規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の民間事業者を対象）」を使用しています。（平成19年4月）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	44.4 歳	393,604 円	449,903 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	44.1 歳	382,154 円	429,177 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岡山県	40.4 歳	333,435 円	433,212 円	359,719 円
国	42.0 歳	332,446 円	—	379,710 円
都道府県平均	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年3月現在）

区 分	岡 山 県		国	
	削 減 前	削 減 後		
一 般 行 政 職	大 学 卒	178,800	173,794	172,200
	高 校 卒	142,300	138,316	140,100
技 能 労 務 職	高 校 卒	142,300	138,316	—
	中 学 卒	126,700	123,153	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	199,700	194,109	—
	高 校 卒	151,800	147,550	—
小 ・ 中 学 校 教 育 職	大 学 卒	199,700	194,109	—
	高 校 卒	151,800	147,550	—
警 察 職	大 学 卒	200,800	195,178	200,000
	高 校 卒	168,400	163,685	158,100

(注) 知事等及び職員の給与の特例に関する条例により、職員の給料及び期末・勤勉手当は平均3%削減されます。(平成16～21年度)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分	経験年数			
	10年	15年	20年	
一 般 行 政 職	大 学 卒	256,466	302,062	358,003
	高 校 卒	205,272	260,636	314,777
技 能 労 務 職	高 校 卒	206,907	257,542	288,648
	中 学 卒	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	306,568	363,669	394,745
	高 校 卒	—	—	—
小 ・ 中 学 校 教 育 職	大 学 卒	304,952	359,046	387,499
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	285,846	329,622	388,610
	高 校 卒	243,383	289,994	343,971

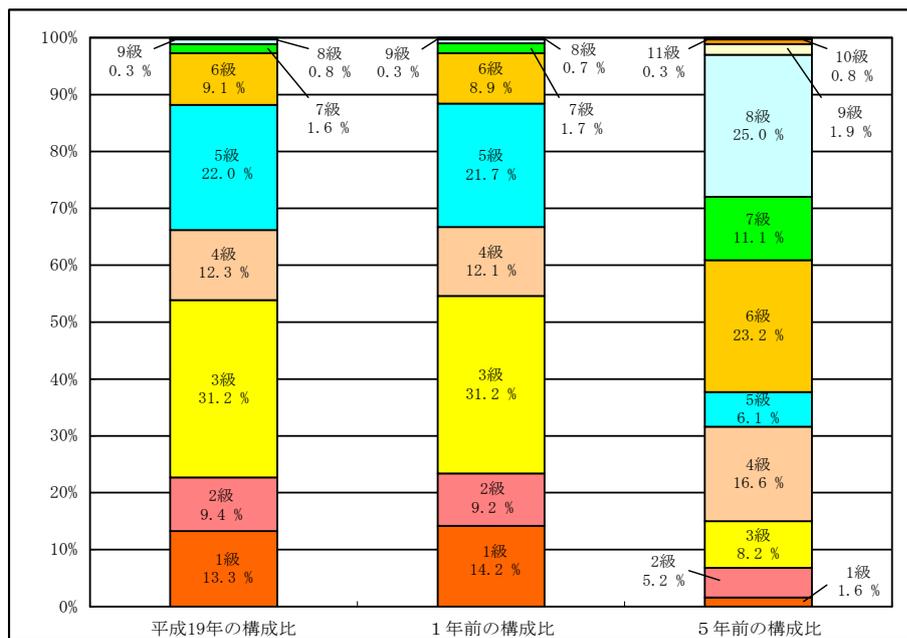
(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含みます。
 3 技能労務職（中学卒）、高等学校教育職（高校卒）及び小・中学校教育職（高校卒）については該当職員がいません。

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職員の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
		人	%
9級	部長	18	0.3
8級	次長・参与	42	0.8
7級	室長	89	1.6
6級	課長・参事	496	9.1
5級	副参事	1,201	22.0
4級	主幹	673	12.3
3級	主任	1,702	31.2
2級	主事	513	9.4
1級	主事	726	13.3

- (注) 1 岡山県職員給与条例（昭和28年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を昇給に反映させるため、「特に良好」、「良好」、「良好でない」の3段階の昇給区分を設定し、勤務成績の評定等により昇給号給数を決定しています。なお、現在、新たな人事評価制度の試行に取り組んでいるところです。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給されます。

岡山県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,818 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成14年10月から所属長等管理職を対象として実績評価及び能力評価からなる新たな人事評価制度の試行を開始し、平成16年度からは、全職員にその対象を拡大しています。平成18年度からは、所属長等管理職について、その評価結果を勤勉手当に反映しています。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

所属長等管理職については、実績評価として年度当初に設定した目標の達成度を5段階で評価し、その評価結果等に基づいて、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の成績区分を用いて、成績率を決定しています。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給されます。

岡山県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,568千円 27,312千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給されます。

支給実績 (18年度)	1,421,366 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額 (18年度決算)	143,427 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
	人	%	%
東京都特別区	27	14	14
大阪市	12	12	12
岡山市	9,401	3	3
医師・歯科医師	40	12	12
平均支給率		3.1	3.1

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
	%	%
東京都特別区	18	18
大阪市	15	15
岡山市	3	3
医師・歯科医師	15	15

(注) 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる職員に、その勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給されます。

支給実績 (18年度)	870,844 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度)	104,657 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	34.2 %
手当の種類 (手当数)	31

【手当の名称、主な支給対象職員等】

別紙1のとおり

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給されます。

支給実績 (18年度)	4,021,800 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度)	165 千円
支給実績 (17年度)	4,438,718 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度)	179 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

別紙2のとおり

5 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,096,500 円	(1,290,000 円)	
	副 知 事	918,000 円	(1,020,000 円)	
報 酬	議 長	1,000,000 円		
	副 議 長	900,000 円		
	議 員	840,000 円		
期 末 手 当	知 事	(平成19年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
	議 長	(平成19年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.7	43,344,000 円	任期ごと
地 域 手 当	知 事	102万円×在職月数×0.5	24,480,000 円	任期ごと
	副 知 事	給料の3%		

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 報酬は、平成19年8月1日から岡山県議会の議員の報酬の特例に関する条例(平成19年岡山県条例第39号)により7%の減額を行っています。

※知事等の給与削減の状況

職 名	削 減 内 容	
	給 料	期 末 手 当 等
知 事	15 %	30 %
副 知 事	10	20
公営企業管理者	8	15
常勤監査委員	8	8
教 育 長	8	8

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

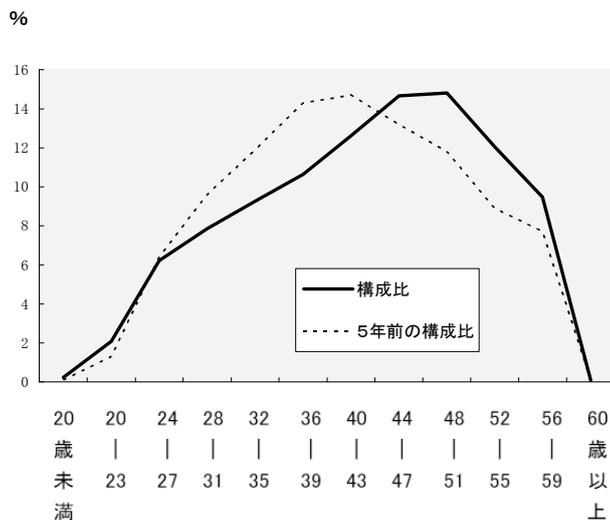
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	36	36	0	
		総務	767	755	△ 12	県立大学独立行政法人化の終了
		税務	274	265	△ 9	
		民生	423	425	2	児童相談業務の増
		衛生	580	547	△ 33	県立病院独立行政法人化の終了
		労働	109	108	△ 1	
		農水	1,192	1,179	△ 13	公共事業の減少
		商工	204	199	△ 5	
		土木	1,034	1,020	△ 14	公共事業の減少
	計	4,619	4,534	△ 85		
		教育部門	16,088	15,697	△ 391	児童生徒の減少に伴う教職員の減、県立大学の独立行政法人化
	警察部門	3,850	3,888	38	地方警察官の増員	
	小 計	24,557	24,119	△ 438		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	132	23	△ 109	県立病院の独立行政法人化	
	下水道	3	3	0		
	その他	146	145	△ 1		
	小 計	281	171	△ 110		
合 計		24,838 [26,117]	24,290 [25,721]	△ 548 [△396]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 56	人 508	人 1,511	人 1,906	人 2,251	人 2,585	人 3,063	人 3,561	人 3,597	人 2,926	人 2,304	人 21	人 24,289

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
24,954 人	23,548 人	△ 1,406 人	△ 5.6 %

(参考) 改訂第3次岡山県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	△1,406人(△5.6%)

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	4,747	4,619	4,534				—	4,267
	増 減		△ 128	△ 85				△ 213 (44.4%)	△ 480
教 育	職員数	16,140	16,088	15,697				—	15,235
	増 減		△ 52	△ 391				△ 443 (49.0%)	△ 905
警 察	職員数	3,792	3,850	3,888				—	3,867
	増 減		58	38				96 (128.0%)	75
公 営 企 業 等 会 計	職員数	275	281	171				—	179
	増 減		6	△ 110				△ 104 (108.3%)	△ 96
計	職員数	24,954	24,838	24,290				—	23,548
	増 減		△ 116	△ 548				△ 664 (47.2%)	△ 1,406

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線技術従事職員の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事委員会規則で定めるものを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当		伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜の飼育若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険のある物件の処理作業	日額 290円
衛生検査作業従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検査又は病理若しくは臨床医学の検査の作業	日額 350円
公害業務従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和43年法律第97号）岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	日額 230円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	日額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパスカルまでのとき。）	1時間 210円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでのとき。）	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき。）	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理その他の人事委員会規則で定める作業	日額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人事委員会規則で定めるもの	日額 290円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償その他人事委員会規則で定める折衝の業務	日額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	日額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	日額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	日額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	日額 420円
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	総合畜産センター及び家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	生活環境部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	日額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	日額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	日額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局及び備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日額 230円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき。）	1時間	310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間	465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき。）	1時間	780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間	1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき。）	1時間	1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間	2,250円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業）	日額	300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	日額	450円
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日額	480円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額	720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額	730円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額	1,095円
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	救護施設玉島寮に勤務する職員	入所者に直接接して行う保護又は指導の業務	日額	450円
		当該施設において死体の処理の作業に従事	1回	2,200円
	おかやま福祉の郷に勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う保護、指導、訓練又は治療の業務	日額	560円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	情緒障害児短期治療施設津島児童学院に勤務する職員	情緒障害児に直接接して行う治療又は指導の業務	日額 430円
	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務課に勤務するもの）	日額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	日額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	日額 380円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	日額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童相談所に勤務する児童福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 560円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 560円
	〃（人事委員会規則で定める職員）		日額 430円
	家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの。獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農業総合センター農業大に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	月額 28,000円
		〃（事務職員）	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	月額 28,000円
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局又は自動車税事務所勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	月額 18,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	県民局又は自動車税事務所 に勤務する職員のうち 上記に掲げる職員以外の 職員	納税義務者等に直接接して 行う県税の賦課徴収の業務 (人事委員会規則で定める 業務に限る。)	日額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務 に専ら従事するものとして 人事委員会規則で定めるもの	月額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人 事委員会規則で定める業務	日額 550円
医師及び歯科医師で ある職員の特殊勤務 手当	精神保健福祉センターに 勤務する医師及び歯科医 師である職員		月額 35,000円
狂犬病予防業務従事 職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務 する職員	狂犬病予防法(昭和25年法 律第247号)の規定による犬 の捕獲又は処分の作業に専 ら従事するものとして人事 委員会規則で定めるもの	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員	犬の捕獲等の作業	日額 560円
現業職員の特殊勤務 手当	保健所又は農業試験場に 勤務する職員	レントゲン、電子捕獲型検 出器付きガスクロマトグラ フィ又は放射性同位元素を 使用して有害放射線の影響 を受ける作業	日額 230円
	伝染病が発生し、又は発 生するおそれのある場合 において、(1)、 (2)又は(3)の作業 に従事した職員	(1) 伝染病患者又は伝染 病の疑いのある患者の救護 の作業 (2) 伝染病菌を有する家 畜又は伝染病菌を有する疑 いのある家畜の飼育の作業 (3) 伝染病菌の付着し、 又は付着の危険がある物件 の処理の作業	日額 290円
	県民局地域政策部に勤務 する職員	精神障害者又は精神障害の 疑いのある者の鑑定の立会 い又は移送の作業	日額 290円
	道路整備課又は県民局建 設部若しくは支局地域建 設室に勤務する職員(土 木整備)	交通を遮断することなく行 う道路の維持補修の作業	日額 560円
		〃(道路上の犬又は猫の死 がい処理の作業に直接従事 した場合)	日額 790円
	道路整備課又は県民局建 設部若しくは支局地域建 設室に勤務する職員(運 転)	交通を遮断することなく行 う道路の維持補修の作業	日額 390円
		〃(道路上の犬又は猫の死 がい処理の作業に直接従事 した場合)	日額 620円
		海上において、漁業法(昭 和24年法律第267号)の規 定による漁業取締り等及び海 域の保全又は適正利用のた めの立入り調査の補助の作 業	日額 500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業に1日2時間以上（温室内で作業した場合にあっては、1時間以上）従事	日額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第8号）第11条第2項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用し、又はこれらのものが発生する試験、研究若しくは検査の作業、農薬の散布の作業又はくん蒸の作業及びこれらのものの事故処理の作業で、健康を害するおそれのある程度のものに従事	日額 290円
		午後5時から翌日の午前6時までの間における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業又は凍結防止剤の散布作業	日額 300円
		暴風雪警報又は大雪警報発令下における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業	日額 450円
		（1）道路上において行う道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる大型特殊自動車（路面清掃車、除雪車、ラインマーカー車及びガードレール清掃車を含む。）及び小型特殊自動車（農耕用小型特殊自動車を除く。）の運転の作業（スノーパー、ラインマーカー車及びガードレール清掃車に添乗して行う作業を含む。） （2）タワーヤード、プロセッサ及びフォワードの運転の作業	日額 350円
	ダム管理事務所に勤務する職員	地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理の作業	日額 320円
		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他知事が定める公共施設において行う巡回監視の作業	日額 480円
		〃（午後6時から翌日の午前6時までの間に行われたとき）	日額 720円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 730円
		〃（午後6時から翌日の午前6時までの間に行われたとき）	日額 1,095円
	救護施設玉島寮に勤務する職員	死体の処理の作業に従事	1回 2,200円
	福祉相談センターに勤務する職員	技術員（運転）の業務に従事する職員で、知的障害者又は肢体不自由者を移送する業務に従事	日額 290円
		技術員（庁務）の業務に従事する職員で、知的障害者、身体障害者又は保護を要する女子に直接接して行う業務に従事	日額 430円
	児童自立支援施設成徳学校に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	救護施設玉島寮に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	児童相談所に勤務する職員	技術員（調理）の業務に従事する職員で、介護職員と同等の業務に従事	日額 430円
		技術員（運転）の業務に従事する職員で、児童を移送する業務に従事	日額 290円
	食肉地方卸売市場に勤務する職員		月額 28,000円
	動物愛護センターに勤務する技術員		月額 19,000円
	総合畜産センターに勤務する技術員（畜産）	家畜のふん尿及びサイレージの処理の作業又は自然交配等のために種雄牛馬豚を御したもの	日額 380円
	技術員（運転）又は技術員（土木）の業務に従事する職員で、岡山県庁用自動車管理規程（昭和50年岡山県訓令第11号）第6条に規定する整備管理者		月額 5,200円
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密ぺいした温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上作業に従事	日額 350円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	環境保健センターに勤務する職員	病原体感染実験に用いる動物の飼育管理の作業	日額 380円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成19年4月1日現在

〔教育委員会〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者		月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において入所者の野外訓練又は生活指導の業務	1回 670円
		〃（当該勤務時間が5時間未満のとき。）	1回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日額 3,200円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日額 6,400円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日額 3,000円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日額 3,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 1,700円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日額 1,700円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額 1,200円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額 900円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日額 200円
現業職員の特殊勤務手当	農業の課程を置く高等学校に勤務する職員	道路上において行う道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車の運転の作業	日額 350円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密閉した温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上行う作業	日額 350円
	高等学校又は特別支援学校に勤務する職員	農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業（1日2時間以上（温室内で作業した場合にあっては、1時間以上）従事した場合に限る。）	日額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則第11条第2項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用する作業	日額 290円
	特別支援学校に勤務する主任運転技術補助員，主任介助員，運転技術補助員又は介助員	児童又は生徒に直接接して行う介助の業務	日額 330円
	特別支援学校に勤務する主任運転技術員又は運転技術員	児童又は生徒の移送の業務	日額 290円
	特別支援学校に勤務する主任運転技術員又は運転技術員で，岡山県庁用自動車管理規程第6条に規定する整備管理者		月額 5,200円

(注) 手当の名称，主な支給対象職員等については平成19年4月1日現在

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上のとき）	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	1回 3,200円
指定警衛・警護員である警察官		警衛又は警護の作業	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日額 1,150円
	指定術科担当者	術科指導の作業	日額 290円
	舟艇担当技術吏員と地域幹部	警備船による警備の作業	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日額 220円
		交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	日額 580円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額 270円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行う作業）	日額 790円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額 480円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日額 440円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額 130円
	運転免許試験官又は取消処分者講習指導員及び指導補助員	道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業	日額 290円
	指定通訳者	犯罪捜査等の通訳の作業	日額 370円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	1件 5,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	日額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	日額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	日額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 2,520円
	警察署交通課の警察官及び交通巡視員	交通整理の業務	月額 7,000円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日額 150円
	（本部） 生活安全企画課，少年課，生活環境課，地域課 鉄道警察隊，刑事企画課，捜査第一課，捜査第二課，暴力団対策課，機動捜査隊，交通指導課，公安課，警備課及び外事課において勤務する警部以下の警察官 （警察署） 犯罪対策官，刑事官並びに生活安全課，刑事課及び警備課の警部以下の警察官	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	月額 10,300円
	警察署鑑識係，本部鑑識課，科学捜査研究所，捜査第一課及び情報管理課の警部以下の警察官及び一般職員	犯罪鑑識の業務	月額 6,200円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日額 190円
	（本部） 地域課鉄道警察隊勤務員 （警察署） 署所在地，交番及び駐在所勤務員	警らの業務	月額 6,300円
	白バイ及び高速道路交通警察隊のパトカー乗務員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（自動二輪車及び高速自動車道における自動車の運転の業務）	月額 10,300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	パトカー乗務員	〃（上記以外の自動車の運転の業務）	月額 7,800円
	(本部) 通信指令課の警部以下の警察官 (警察署) 地域幹部及び無線機器の運用に従事する地域課員	無線機器の運用又は保守の業務	月額 5,000円
	看守勤務者	留置場看守の業務	日額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日額 330円
		突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。）	1回 1,240円
		〃（当該業務に従事した時間が3時間未満のとき）	1回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う次の業務（操縦）	1時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う次の業務（整備）	1時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う次の業務（捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動）	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日額 1,640円
		〃（付随して行われる固定配置の場合）	日額 1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日額 1,100円
		〃（付随して行われる固定配置の場合）	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	日額 560円
現業職員の特殊勤務手当	警察現業職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業（作業時間が5時間以上のとき）	日額 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	日額 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	日額 410円
		技術員（運転）が行う岡山県警察車両管理規程（平成12年岡山県警察訓令第5号）第21条に規定する整備責任者（道路運送車両法施行規則（第31条の4に規定する要件を備える者に限る。））としての作業	月額 5,200円
		犯罪鑑識の業務	月額 6,200円
		道路において行う取消処分者講習の作業	日額 290円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については平成19年4月1日現在

〔全任命権者共通〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>○ 扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額 13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 月額 6,000円 <p>但し、扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族のうち1人 月額 6,500円</p> <p>職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円</p> <p>扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算</p>	同じ		3,182,514千円	245,716円
住居手当	<p>○ 自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員等に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借家・借間 家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円 ・ 自宅 月額 3,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅 月額2,500円 (住宅取得後5年間に限り支給) 	1,346,397千円	112,962円
初任給調整手当	<p>○ 医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額306,900 ～216,600円以内 (採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様。) 	異なる		108,117千円	1,386,115円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円 ・ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 10,000円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし 		
通勤手当	<p>○ 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 58,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額}-58,000\text{円}}{2}$ ・ 交通用具（自動車等）使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 53,600円 ・ 交通用具（自転車等）使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 8,800円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・ 交通用具（自動車等）使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 24,500円 	2,840,620千円	128,320円
単身赴任手当	<p>○ 公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額 23,000円～68,000円 	同じ		128,566千円	288,265円
特地勤務手当	<p>○ 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 級別区分 支給割合 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 	同じ		70,635千円	221,428円
宿日直手当	<p>○ 宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の宿日直 4,200円 ・ 特別の宿日直 <ul style="list-style-type: none"> 〔 研修施設等における当直 5,900円 〔 常直 21,000円 	同じ		589,469千円	246,640円

管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時又は 緊急の必要等により、週休 日又は休日等に勤務した場 合に支給 ・ 1回 4,000円～12,000円	同じ		16,633千円	462,028円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間として、午 後10時から翌日の午前5時 までに勤務した職員に支給 ・ 支給割合 25/100	同じ		258,775千円	178,589円
休日勤務 手当	○休日等における正規の勤務 時間中に勤務することを命 ぜられた職員に支給 ・ 支給割合 135/100	同じ		894,988千円	566,090円
管理職手 当 【俸給の 特別調整 額】	○管理又は監督の地位にある 職員の職のうち人事委員会 規則で定める職にある職員 に支給 ・ 給料月額の25/100以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位 にある職員の官職の うち人事院規則で指 定する職にある職員 に支給 ・ 俸給月額の25/100以 内 区分 支給額(円) 1種 117,500～ 139,300 2種 88,500～ 104,200 3種 72,700～ 82,200 4種 55,500～ 66,400 5種 46,300～ 51,900 本省課長補佐 31,700～ 35,400	1,429,062千円	636,270円
寒冷地手 当	○基準日(毎年11月から翌年 3月までの各月の初日)に 寒冷地等に在勤する職員に 支給 ・ 世帯主である職員 〔扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・ 世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		14,761千円	38,828円
農林漁業 普及指導 手当	○農林水産業の普及指導員 (管理職手当の支給を受け る者を除く。)に支給 ・ 給料月額 4 / 100	—	—	42,942千円	157,298円

災害派遣手当	○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により，他の地方公共団体等から派遣された職員が，住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に，当該職員に支給 ・ 月額 6,620円以内	—	—	0千円	
--------	---	---	---	-----	--

〔教育委員会〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
へき地手当	○ 交通条件及び自然的，経済的，文化的諸条件に恵まれない山間地，離島その他の地域に所在するへき地学校に勤務する職員に支給 ・ 級別区分 支給割合 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 へき地学校に準ずる 4/100	—	—	214,909千円	413,287円
義務教育等教員特別手当	○ 小学校，中学校，高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・ 月額 20,200円以内	—	—	2,562,017千円	179,576円
定時制通信教育手当	○ 定時制又は通信教育を行う県立高等学校の校長，教頭及び教員に支給 ・ 定時制 月額 19,000円（校長及び教頭は15,000円） ・ 通信制 月額 9,500円（校長及び教頭は7,500円）	—	—	52,506千円	224,385円
産業教育手当	○ 農業又は工業課程を置く県立高等学校において，実習を伴う当該科目を主として担任する者に支給 ・ 月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は11,500円）	—	—	104,523千円	238,093円